

大蔵委員会議録第四号

昭和四十三年三月一日(金曜日)

午後六時五十分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 村山 喜一君

理事 大久保武雄君

理事 奥野 誠亮君

理事 小宮 二君

理事 四宮 久吉君

理事 地崎宇三郎君

理事 古屋 亨君

理事 村山 達雄君

理事 吉田 重延君

理事 佐藤觀次郎君

理事 平林 剛君

理事 岡澤 完治君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省主計局次長 相沢 英之君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

国税庁長官 泉 美之松君

食糧庁長官 大口 駿一君

委員外の出席者

専門員 坂井 光三君

二月二十九日

委員河野洋平君及び岡澤完治君辞任につき、その補欠として藤山愛一郎君及び西村榮一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員藤山愛一郎君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として河野洋平君及び岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

三月一日

委員岡澤完治君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

二月二十九日

閣議決定案等の一部を改正する法律案(内閣提出第三十一号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第一五五号)  
日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)  
アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)  
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)  
地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

国の会計に関する件  
税制に関する件

○田村委員長 これより会議を開きます。  
国の会計、税制に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 おそくなりましたし、大臣もお疲れだと思つたので、簡潔に御答弁を願います。  
まず第一に、このたびの予算は総合予算主義という事で、このたびの予算は総合予算主義と予算主義とは一体どういうことなのか、簡単にひとつ御答弁願います。

○水田國務大臣 総合予算主義とは、別にむずかしいことではございませんで、むしろこれが予算編成の正しい正常な姿だというふうに思つております。財政需要を一応全部並べて優先度をきめ、各施策間の均衡をとるということによって経費配分をするのがほんとうでございしますが、従来は、年度中途に予想される大きい補正要因を残しながら、そのままだ当初予算を組むということをやってきました。これができたのは、結局成長期でございましたので、年度中途で補正するだけの財源、自然増というものが、いままでも期待できたということから、この方式が普通のようになつていたわけでございますが、御承知のように、食糧の赤字と人事院勧告による給与の増額、こういうようなもので補正予算の規模が三千億になつたというふうなことになるので、四十三年度の予算からはともなう年度中途でこういう補正をやる財源というものは得られない。三十年代と違つて成長が鈍化したときに、年度の途中でこういうことはもう目一ぱいの歳入を当初において見て、そのうして予算の配分をするというのをやつたわけでございますが、これが普通の編成主義でありながら、いままでも異常でありましたために、今回やつたことが特に別なことをやつておるようでございますが、そうじゃないと私は思うのです。いままでのものが初めて本来の姿に戻る予算の編成

を今度やつたというふうに考えております。

○阿部(助)委員 いままでも自然増が見込めれば、見込める時点においてはそれを見込んで年間の予算を立てるというものが当然だと思ひますし、いまの大臣のおことばもそういうことだと思ひますが、いままでもそれをやつておらなかつたというところに問題があると思ひます。いま自然増があるからいから総合予算を立てる立てないんじゃないんだ、本来、これがほんとうの姿だ、こういうことですね。しかし、いままでも総合予算という形で今年発足しても、いろいろの要因が出てくれば、財源があるないにかかわらず、どうしても必要だという経費が出てくれば、やはり補正というものを組まざるを得ないと思ひますが、その点はどうですか。

○水田國務大臣 それは先ほどの予算委員会でも出ましたが、特に大きい災害とかいうような特別なことが起これば、当然そういうような予算の組みかえを中心にした補正というふうな必要もあるいは起るかもしれない。これを、絶対そういうことはないんだということを否定するわけじゃない。

○阿部(助)委員 補正を組まないわけではないという事でありますので、その点はわかりましたが、昨年の予備費は七百億、今年は千二百億の予備費を組んでおりますが、この予備費の中に、公務員のベースアップに必要な金が組んである、こういうことであります。この五百億というものは給与として見込んでおるわけでありまして、

○水田國務大臣 予測しない予算の不足を満たすための予備費でございますので、これは給与が幾らとか災害に対して幾らというふうな、この予備費の中にはその区別をつけていない。全体としてそういう起り得る事態に対処する予備費でございますので、何が幾ら、何が幾らという区別はしておりません。

○阿部(助)委員 そうすれば、予備費は五百億だけが給与に回るということではなしに、人事院の勧告が出、それに必要な額というものはそこから出して、こういうことではありませんか。

○水田国務大臣 まだ人事院の勧告がわかりませんので、いつから実施するかとかあるいはどういうペースアップをやるかという勧告が出たときに、この予備費の中で人事院の勧告を十分実施できるように最大限の努力をする以外には方法はないだろうと思います。その場合に災害がどうなりますか、他の財政需要と比べてそのときに最大限の努力をするというよりはかはしたくないだろうと思います。

○阿部(助)委員 そうしますと、念のためにもう一度お聞きしておきますが、いま、人事院勧告がどういう形で出るかわからない、そういうことでありますが、一応予想されますのは、今年の物価はもうすでに出発当初から三割以上の増えは出て出るといふことになれば、当然四十二年度の物価以上になるだろうということは政府も認めておるところであります。そうすれば、昨年以上に大きな給与関係の金が必要だろうということになってくると思うのでありますが、その場合やはり必要があれば補正を組むという点をもう一度確認しておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 私は、この予備費の中で対処し得るというふうを考えております。もし予備費の充実にやっておかなかったら、来年度あたりは人事院の勧告が出てどうにもできないという事態になることが予想されますので、大幅な予備費をここでとっておいたということによって、人事院の勧告については最大限の努力をすればこの予備費の中で対処し得るというふうに私は考えております。

○阿部(助)委員 この中で対処し得ると言うけれども、予備費は予備しがい災害というものもあり得るわけですし、常襲災害国だといわれる国であります。昨年七百億組んだ。それでいろいろと災害が起きてくる。また今度四十三年度に起きな

いという保証はない。そうすれば、昨年に比べて五百億くらいで足りるはずがないじゃないですか。いまのお話のように、この予算を予備費に組むことによって、何か人事院に暗黙の圧力を加えるという感じがしてならないわけでありまして、人事院勧告は尊重するというお考えでありますか。

○水田国務大臣 もう経済成長がその期待できない、むしろ調整をしようという政策をとっているときでございまして、当初予算におきまして相当の予備費を準備しておくというこのほうが人事院の勧告に対処し得る態度をとっているということ、これをやらないほうが、人事院の勧告に対して私どもが制限を加えているというふうなことになるんじゃないかと考えておるわけでありま

○阿部(助)委員 だけど、これは人を使っておれば、当然人事院勧告を尊重するというたてまえでいくべきなんであって、それが人事院勧告が出た時点でもし予備費で足らなければ補正を組むということをおっしゃっておるんだから、まず人事院勧告は尊重するということははっきりここで御答弁を願うのが当然だと思ひますが、何かいまのお話だと、これで間に合うつもりだ、こうなると、先ほど言ったように、何か人事院でこのワタの中で操作をしるというようにしか受け取れないのですが、その辺どうですか。

○水田国務大臣 このしる歳入は私どもは目一ぱい見えてありますので、その歳入がいま当初予算で予定したものより多くあるかどうかということは非常に来年度は疑問なときであると私ども考えております。したがって、あらゆる努力をしてこの予算の範囲内で対処するという考えを持っていなければ、これは実際問題としてむずかしいのじゃないかと思ひておるもので、私どもはこの予備費の中において最大限の努力をするというつもりでおります。

○阿部(助)委員 政府は、当然増がふえて財政硬直化したと——時間がないから私のほうから申し上げますが、この当然増の中身としては法律的な、制度的な当然増、もう一つは計画増の上からくる当然増、あるいはまた自民党の圧力からくる増という形にあると思うのですが、ほんとうならば計画増のほうを切り詰めるべきだったんじゃないのですか。法律や制度できまつておる金を切り詰めて押さえていこうという考えは間違ひではないんですか。

○水田国務大臣 当然増は、法律、制度、慣行によつて当然増加しなければならぬ義務的な経費でございまして、当然増はもう当初予算においてほとんど全部の項目にわたつて削減してありません。

○阿部(助)委員 それではこの問題はあとに回しまして、まず食糧庁長官にお伺いをいたしますけれども、今度の四十三年度の生産者米価というのはいかにきつてきめられるのですか。

○大口政府委員 米の生産者米価は、四十三年度に限り、従来から食糧管理法の規定に基づいて決定されておりますし、本年度もその方針には変わりございません。

○阿部(助)委員 そうすれば消費者米価もやはり食糧管理法の四條に基づいて決定する、こう了解してよろしうございませう。

○大口政府委員 そのとおりでございます。

○阿部(助)委員 いま、大蔵省のほうから農林省のほうに向かつて、今度の生産者米価、消費者米価の決定についての何か御相談あるいは申し入れというふうなものがございますか。

○大口政府委員 生産者米価、消費者米価の決定は、先ほど申しましたように、食糧管理法の規定に基づいて決定するわけでございまして、まだ決定をいたす時期はだいたい先のことでございまして、基本的な方針として法律に基づいて決定するということとは申し上げましたが、まだ大蔵省当局と事務的にその問題について御相談をする時期ではないと思ひます。

○阿部(助)委員 それでは大蔵大臣にお伺いしますが、生産者米価、消費者米価は食糧法の三條、

四條に基づいてそれぞれ決定する、しかし大蔵大臣は、今度は、四十三年度は総合予算主義をとつたということ、また、補正財源を必要としない方式の確立を期することといたしておられます、こういうことを前提に予算が組まれ、いま予算委員会審議がされておると思うのでありますが、そうすると、この新しい方式とは一体どういうことを大蔵大臣はお考えになっておられますか。

○水田国務大臣 これは結局主管官が米価審議会の諮問を経て、きめる事項だと思ひます。私のほうは、財政当局としては、来年度食糧会計にどれだけの繰り入れ額を準備しておけばいいかということから、二千四百五十億円という金額を当初予算で組み入れておいたということ、今後この米価をどう決定するかというふうなことにきまつては、私どもはこれで予算の補正をしなくても済むような合理的な方法の確立を期待するということでありま

○阿部(助)委員 私の聞いていることと全然違ふのでして、新しい、必要としない方式とは、一体どういう方式なんだ、こういうことを聞いておるわけだ。

○水田国務大臣 これは結局主管官が今後米価をどう扱うかということによってきまる問題だと思ひます。

○阿部(助)委員 大蔵大臣が財政演説の中で、大蔵省で、こういう形で、補正を必要としない方式を確立する、こう言うのは、少しおかしいのではないですか。こうなれば、何か消費者米価と生産者米価はスライドするとか、片方を上げれば片方も上げざるを得ないということに当然なってくる、いわゆるスライド制をとらざるを得ないというところへはまると思ひますが、そうではないですか。

○水田国務大臣 そういうことも考えられますし、いづれにしろ財政当局としては、そういうことを私のほうできめるわけではございませんで、そういう方式の確立を期待するということ、いろいろの方式が今後考究されるだろうと考

○阿部(助)委員　それでは、もう一度食糧庁の長官にお伺いしますけれども、食管法の三条、四条のたてまえば、私はこれは、米は一つの品物でありますから、片方の買入値が上があれば売る値も上がるということが、普通であれば当然考えられるところであります。だけれども、そういう形にスライドをしてはいけない、こういうことで特にこの三条、四条の規定があると思うのであります。その点はどうですか。

○大口政府委員 現在の食糧管理法第三条は、生産者米価をきめまする場合の法律上の基準とし、生産費、物価その他の経済事情を参酌をして、再生産の確保を旨として決定をするということになっておりますと同時に、第四条におきましては、米の政府売り渡し価格をきめまする場合に、家計費、物価その他の経済事情を参酌して、家計の安定を旨としてこれを定めるということになっておるわけでございます。したがいまして、私どもは、この条文の理解としましては、生産者米価をきめる場合の最小限度の基準は、再生産の確保を旨とするということが基準となっておりますと思っております。それから、消費者米価あるいは政府売り渡し価格を決定いたしまする場合には、家計の安定を旨としてということを上限として考えていくということを意味しておるものと思っております。

そこで、両米価の基準となる条文の根拠がそれぞれ違つておりまする關係で、これは完全なる二重米価であるというふうに理解をしておられる考え方があることは私も承知をいたしております。私どもは、現在の生産者米価は百五十キログラム当たり一万九千五百二十一円、消費者米価は、いまの生産者米価よりも石で五百十五円安い價格になつております。私どもは三条、四条がそれぞれ違つた配慮をしてきめらるべきものであるということとは理解をいたしておりますが、いまのような價格の關係が食糧管理法並びに食糧管理制度が當然に予想しておる姿とは思ひにくいのではない

かといふふうに考えておりますので、今後は両米価の関係をできるだけ正常化する、しかしながら両条文には忠実に米価を決定していくべきものと、かように考えております。

○阿部(助)委員 その正常化というのはどういうことですか。もう一ぺん具体的に言ってみてください。

○大口政府委員　現在の生産者米価よりも消費者米価が石で五百十五円安いということは、現在の財政負担が、いまの価格差と政府経費の全額と、それから政府が売り渡したあとの販売業者のマージン、実はこれらを全部負担をするという価格関係になっておるわけでございまして、これは現在の食管法なり食管制度が当然に予想している姿とは考えにくいのではないか。したがって、より正常な姿のほうが見えましいのではないかという趣旨で申し上げたわけでございます。

○阿部(助)委員 その正常ということが私にはよくわからぬのですが、この法律が間違つておるといふことになれば、合わないといふことになれば、食管法を改正して出直すべきだ、私はこう思ふのですが、變える意思はない。条文ははつきりと、生産者の米価は再生産を償う、消費者の米価は家計、生活といふものを考慮してきめる、こうなつておれば、たまたまそれがきまる時点で、価格が非常に接近した価格できまるということもあり得るでしょう。だけれども、きめる段階ではこれは違ふ考え方できめざるを得ないのじゃないですか。その点はどうです。

○大口政府委員 三条は、再生産の確保を旨としてという最低限度の基準が書いてございますが、具体的にその範囲内でどこできめるかということにつきましては、「物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シてきめる」というふうに規定されております。消費米価の根拠条文である四条は、上限としては、家計の安定を旨としということで上限をきめておりますが、具体的にどこできめるかということについては、やはり「物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シ」ということになっておるわけでございます。

で、兩条文の最小限度の基準に忠実でありながら、  
両米価の関連性を何らかの形で配慮するという余  
地は、現在の食糧法の規定のままででき得ること  
ではないかというふうに考えておるわけございま  
す。

○阿部、助委員　そうすると、食糧庁長官の御意見は、そういう条件はあるけれども、物価その他の事情を考慮してスライド制をとる、こういうことですか。

○大口政府委員 スライド制ということばは非常に意味が不明確でありますし、スライド制ということばとはかくの誤解を生じますので、むしろ両米価の関連づけということばのほうが適當ではないかと私どもは考えております。

○阿部(助)委員　これが法律用語か科学用語でないかわからないが、結局は関連づけてこれをきめるといふことになる、食管法の精神であるところの生産費の問題、家計費の問題というものが非常にぼけてくると思うのですが、食糧庁長官、農民の、また消費者の大切な問題であるこの米の最高の責任者として、そういう考えでよろしいのですか。

○大口政府委員　私が先ほどから答弁をいたしておりますからと申しまして、生産者米価をきめます場合に、再生産の確保という法律上の基準をゆるがせにするという考え方は全然持つておりません。

○阿部(助)委員　大蔵大臣、いまお聞きのとおりであります、一応たてまえとしては多少関連づけることとしたし、生産者米価と消費者米価の決定のしかたはそれぞれ違つてあります。

ところが、ここで大臣はもうはつきりと、補正財源を必要としない方式の確立と言っておられるので、そうすれば、いまの総合予算、補正を組まないう方針だ、こう言っておられるたてまえからすると、この方式というものをもう相当程度コンクリートされたところの具体的な案というものをお持ちでなければ、これはおかしいと思う。それがないければ、実際に予算委員会をやっておるけれ

ども、この予算の審議それ自身がおかしいのではないか。私はもうこの方式というものを示して、これの裏づけをして、それで予算の審議というものに入るべきだ、こう思うのですが、いかがですか。

○水田国務大臣 さつきから申しておりますように、まだその方式をいま政府自身がきめているわけではございません。

○阿部(鮎)委員　たからきめてないのが私はおかしいと思うのです。というのは、総合予算主義というのを言い、現実にもう四十三年度の予算の審議をし、これが間もなくきまるわけです。ところが、食糧庁長官が言っておりますように、一応のたてまえからいえば、二重米価制度をとって

おる。たとえば今年の米はまあ豊作だったからと、いうことでありましようが、九百七十何万トン、大体九百八十万トンの買入れ米になるうとして、いる。ところが、来年度は食糧庁では八百万トンちよつとですね。八百五万トン程度の予定をして、おる。それで、いまのままでいけば、両方一緒にスライドしたとしても、現在の消費者米価、生産

赤字になってくる。この八百五十万トンが、幸いにもう少しできがよければ、九百七十万トン、八十万トンまでいかずとも、九百万トンといった時点で、すでにこの食糧の繰り入れをふやさなければ

ならないという段階に入るわけです。そうすれば、いま大蔵大臣が補正を組まない総合予算主義だとかなんだとか言つてみたところで、それはすぐずれるのではないですか。そうすれば、いま

その方式というものをきっちり明示をして、それで予算の審議に入るといふのが普通ではないのですか、いかがですか。

○水田国務大臣 いま食糧はあらゆる意味で危機に瀕していると私は思います。およそ制度は、存在価値があつて制度があるのですから、この食糧制度を置かなか置かないかというような問題にまで来ておるときに、やはり食糧制度は置くというこ

とを基本としました以上は、食糧制度が崩壊することを防ぐことは当然考えなければなりません。今年度においてもすでにこの問題を考えなければいかぬところへ来ておりますが、しかし、そう簡単にこの問題の解決はできませんので、去年のように九百何十萬トンという、米の買入れが始まって以来の大きい買入れをやったときの赤字、これだけを当初予算で私どもは準備する、そうして今年度の買入れはもう少し低いようでございますが、これもまだはつきりはわからないといいたしましたが、昨年のこれに基づいて、そうしてこれからの米価をどうきめていくかという、食糧制度をこわさない範囲内においてこの両米価の関連づけを今後努力してやろうということでございますので、これから政府としてはこの方式についての検討をするということは少しも矛盾ではないと思っております。

○阿部(助)委員 いまのような答弁をしておれば、これは水かけ論であります。私は、食糧制度というものを考えるとか変えないとかいうよりも、いまのような形で、この新しい方式の確立を期するとかいろいろのことを言いながら、だんだん食糧制度というものが、あるいはスライド制をとられたりする中で、この三条、四条の二重米価の性格というものがくずれていくのではないかと、いう心配をしておるから聞いておるのであります。大臣の話ではさっぱりそれが出てこない。これは水かけ論になっておるようでありまして、ほんとうにこの予算を国民のために慎重に審議をしようとするならば、当然大臣が言っておる補正をしない方式というものを明示して、こういう方式でやるのだから補正予算は組まない総合予算なんですということがなければ、これは何にも裏づけのない発言になるのじゃないか。むしろ逆に心配なのは、こういうことによつてスライド制に移行させる、米価審議会に圧力をかける、あるいはまた農林省に圧力をかけるということになりやせぬのかという点を心配しておるから聞いておるのであります。この段階でまだきめるのは早いと

おっしゃるのは、私は合点がいかぬのであります。この予算審議の前にそれをはっきり示すべきだという考えを持つのですが、これは間違いでしょうか。

○水田国務大臣 さっきから言いましたように、両米価の正常化をはかるということによつて、この食糧会計に当初予算で繰り入れを予定した額を土台にして、これを補正しなくても済むような方式をここで確立したいというのが政府の考え方でございますが、どういふ方式かといひましても、これは米審に諮問しなければなりませんし、今後これから主務官庁がこの点についてこれを研究していくということでございます。少しも矛盾はないと思ひます。

○阿部(助)委員 私とあなたの考えが違ふのでありまして、主務官庁がきめるなら主務官庁はこの方式を明示をして、私は予算の審議に入るべきだと思ふ。ただ大臣は、給与の場合もお話がありました。場合によれば、その必要が出れば補正も組む、こういうことでありますから、その点はやむを得ないと思ひますが、いままで給与の問題あるいは米価の問題を見ますと、――今度の予算の場合に財政硬直という宣伝をなさった。私は当然こういう食糧であるとか給与であるとかという問題は補正を組むとか、あるいはそのまゝ行なうべきであつて、むしろ第三次防衛計画であるとかというふうな計画的なものは、これは政府の裁量で削ることができるんだから、こういう金を削るべきだ、こう思ふのでありますけれども、いまのお話から見ても、この予算を見ても、これは全く逆でありまして、防衛費や何かの計画増はどんどん認めていく。そして法律上また制度上むしろつけざるを得ないところを、給与の面で押さへよう、あるいはまた食糧の面を押さへよう、あるいはまた結核の療養所をとか独立採算制にして、独立会計のほうに移そうというふうな残酷なことをやつてゐる。そうすると、これはやはり食糧のなしくずしと、もう一つは所得政策に移行するのじゃないかという不安を持つておるわけですが、

そういう点はどうなんですか、大臣。

○水田国務大臣 所得政策とは関係してありません。おっしゃられることを聞きますと、食糧は、たとえばこのいまの食糧制度を維持するためには、もう何千億か赤字分をとつておけというやうなことに聞き取れるのですが、やはりこれは食糧制度を維持するための限度というものがございまして、いままでにおける最大の買入れ量によつて生じた赤字のところをめぐらして、まず当初予算に繰り込んでおくというくらいのこと、私はこれは一番堅実な方針であつて、何かこれ以上に膨大なものを準備しろというやうなことだとすれば、これこそ少し財政問題としては不健全な措置じゃないかというふうに考えます。

○阿部(助)委員 しかし、これは法律というものがあつて、なるだけそれに忠実であるということとは当然のことなんです。その考え方であればやむを得ない点があるわけでありまして、むしろ計画増というものを私はより切り詰めていくべきではないか、こう考へておるわけでありまして、時間が来たという催促がきびしいのでこの辺で終わります。

○田村委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 私は、まず、ことしは災害が起つておりますが、ほんとうに悲しいことでございまして。この災害につきまして大蔵省としてその救済対策、特に税金の面においてどのようにすればよいのか、その基本的な考え方をまず大臣からお伺ひしたいと思ひます。

○水田国務大臣 不幸なことかもしれませんが、日本はもう災害の常襲國でございまして、過去において災害対策についての訓練というものは実際に起つておる中でございまして、災害が起つた場合に対処するしかたというものがもうきまつておつて、平素からむしろ待機しておるといふ状態になつておるのが実情でございまして。(委員長退席、渡辺美(委員長代理着席))したがつて、こういう災害が起つたときに税に

きまつておりました、地域が広範な場合には、申告、納付というもののついでに延期とかをはじめとしまして、一応の方式がきまつておりますので、これについては十分罹災者に御心配のないやうに対処できると考えております。

○田中(昭)委員 不幸なことが起こりますからこそ、行政をあずかる者としてはそれに対するあたたかい救済の手を考へておかなければならぬ、もちろんのことでございます。

それで、いま大臣からお話を聞きまして、税金の面においては申告の延期とかそういうものを考へておるといふこととございまして、その救済の方法としてどういふものかというものをどういふものがあるか、簡単にけつこうでございまして、その表題だけでもけつこうでありますから、もう一回お伺ひしたいと思ひます。

○泉政府委員 先ほど大臣が原則をお述べになりましたように、まず第一は、災害が起きました場合に、申告、申請あるいは納付する場合にその期限を延長する措置でございます。たとえて申しますと、先般地震のございました南九州のえびの地区につきましては、去る月曜日に国税庁の告示を出しまして、二カ月間、申告及び納付を延期する措置をとりました。これが一つ。

そのほか災害被害者に対する所得税等の減免措置に関する法律がございまして、したがつて、その法律に基づきまして、災害の程度に応じまして所得税の減免をはかることとなります。これは、所得の金額が一定の金額以下の場合には全部、それから少ない場合には二分の一あるいは四分の一、こういうふうな軽減をすることになつておるわけでございます。

それから間接税等の場合に、災害によりまして課税された物件が亡失したというやうなときにおきましては、その亡失の数量を確認いたしまして、そして還付の手続をとる、こういった種類のそれぞれの減免があるわけでありまして、それから災害被害者に対しては、以上の減免措置のほか、所得税のほうにおきまして、資

産に受けました損害、特に家屋なんかの、あるいは田畑等に受けました被害につきましては雑損控除の適用がある、こういったことになっておるわけでありませう。

○田中(昭)委員 それじゃ大臣にまたお願いしますが、いま長官の説明がありました、私はもう一つあるのじゃないかと思ひます。というのは、災害によりまして受けた損害、特に今度のえびの地震につきましては、悲惨な状態でございませう。そういう災害に對しましては、いま長官がおっしゃった救済措置以外に、もう一つあると思ひます。それは、お忘れになつておるかと思ひますから、私のほうから申し上げますが、純損失の控除というのがあるかと思ひます。税法といへば、国民は特にこれがあるかと思ひます。冷たい感じを受けるようなことが世間でもいわれておりますが、そういう法律に規定するものだけで救済の措置が最大、最高の効果をあげるものかどうかというところにつきまして、大臣からお願いしたいと思ひます。

○水田国務大臣 税としては、法に従つた措置をとるということで、それ以外にもということ、税としてですが、そのほかの……

○田中(昭)委員 税としてです。その方法にもあつたか——法律の規定以上にそれを運用する場合に……

○水田国務大臣 これは法に基づいてやります、基礎としてやるそのやり方に、罹災者に対しては温情を持つてということだと思ひますが、そういうことは当然やりたいと思ひます。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

○田中(昭)委員 いまの大臣のおことばで、私も安心いたしました。温情を持つてその法律を運用しなければならぬ。法律というものは、その運用する人によつて冷たくなりましても、過酷にもなりましても、政府は、国民からは血の出るような税金を吸ひ上げておる反面、このような災害のときには、最大限のあたためたい手を差し伸べるといふ方向が確認できましたから、私は申し上げたいと思ひます。

思ひますが、まず、先ほどの長官の説明ありました減免措置の適用をかりに考へてみた場合に、その損害額が半分以上の損害を受けていなければならぬ。また所得金額においても百万、百五十万、二百萬——二百萬以上の所得者は、損害があつても減免の措置が受けられない。かりに百万の所得者が、その当年に一百万の税金を納めることになつておれば、そうしてその家屋が全壊し、災害が大きい場合には、その一百万だけを減額するといふような、冷たいこれは規定なんです。次に雑損失もそうでございませう。こまかい内容は私も長官のほうで御存じです。そのような規定、また純損失という損害の適用もございませうが、この分については、当然この純損失の適用もしてもらわなければならない。

そこで、私が申し上げたいのは、そのような法律の規定を、国税庁並びに現場の税務署は、その災害にあつた人にどのように教えたか。徴収するときはどこまででも行つて徴収します。そういう反面、このような災害のときには、そのような規定があるなら、当然現場に行つても、そういう救済の方法があるということを知らせるのがあつたか。救済の手である、私はこのように思ひます。その現場に私も行つてみました、徴収のほうは、県の方たちも一生懸命になつて災害発生後罹災地の現地に行つてそのような現場での活動をしておられます。ところが、私が行つてその後の状況を見ましても、そのような税務署のあたためたい救済の手は差し伸べてないようでございませう。こういう問題について大臣、いま温情ある手を差し伸べようとするならば、減免適用よりも、それよりも雑損控除、雑損控除よりも純損失を適用していくならば、その災害によつて何年間も——最大三年間の繰り越しもできますし、救済することのできると私は思ひますが、そのようなことについて、大臣としては、いまやらないとするならば、これをどのように進めていけば温情ある政府の施策になるか、承りたいと思ひます。

○水田国務大臣 ちょうどここに国税長官おられますから、国税長官から各管轄税務署に對して、十分温情をもつて当たるように、これは徹底させたいと思ひます。

○田中(昭)委員 ひとつ、いま申し上げた点を間違ひなくさつて指示していただくようによろしくお願ひします。現場の状況は私が言うまでもなく、あの寒さにおびえても自分の家には入れない。そうして日に何百回という余震に恐怖を感じております。私も現場に行くまでは、たいしたことはないと思つておりましたが、現場において夜の余震を受ける、地鳴りを聞いてみますと、ほんとにこわいことなんです。自分の家にもおれな。商品が家の山積みしておりました、ネコ一匹いない。電灯もまっ暗です。あのような災害のときには、大臣がおっしゃつたように国税庁に命じ、国税庁は現場の税務署にその趣意を徹底してもらいたい。よろしくお願ひします。

次の問題であります。昨年起りましたところの源泉還付にまつる不祥事件であります。これについて私は再三質問してまいりました。ところが、年も改まって新しい国会の審議も始まつたわけでございますが、幸いにも大臣も御再任なさつておりますし、この問題についての結末と大臣のお考えを明らかにしておきたいと思ひます。

これは所得税法による雑所得について損益通算の規定があり、政治家の受ける政治献金等は雑所得であるとの当局の指示により、給与所得、いわゆる歳費と政治献金等の雑所得を合算して申告したが、その雑所得は必要経費が多くて赤字となつた。その超過した赤字分をその他の給与所得から差し引いて、すでに月々納税した源泉所得税の還付を受けたのであります。ここで問題になりましたのは、その赤字部分を給与所得に影響させることとが、現在の所得税法に規定する取り扱い上妥当でないとの解釈で、税務署はその還付税金の払い戻しを、計算に従つて再度徴収したわけでありませう。以上の結果より見れば、一べん返した税金

は、法の正しい解釈、取り扱いによれば間違ひであつた。すなわち、その間違ひを起したのには税務署であり、その根本原因は国税庁の指導に誤りがあつた。国税庁は所得税法に反して申告をさせたことは、これはその時点においては明らかに法に違反するものなんです。私は最初からこのように主張してまいりましたが、大蔵大臣、いかがでございませうか。違法であるかないか、その結論も出まして、こゝまで結果が出れば、まさかそうではないとは言えないと思ひますが、この問題につきましては、私がこゝで申し述べるまでもなく、税金は法律に従つて正しく申告、納税されてこそ、すべての人が納得し、不平も言わずに、その法の精神、また規定に従つてゐるのであります。この問題は明らかに、その法が間違つて解釈されたのです。これが逆に一般の納税者であれば、脱税としてきびしく追及されるのであると思ひますが、その点について大臣、どのようにお考えなのか。返してならないものを返したというその時点においては、法に反しておつたというその点を再度確認しておきたいのでございませう。

○水田国務大臣 昨年、この委員会で指摘されましたときに、私は、おそらくこれは指導の誤りであるとあのときに申しましたが、やはり指導の誤りである、誤りがあつたと思ひまして、これを全部また返してもらふという形で一応昨年の問題は解決いたしました。

○田中(昭)委員 解決したことはいいことなんです、しかし、大臣も間違つておつた、こうおっしゃつておられますからそれ以上の追及はいたさないことにいたします。この源泉還付の問題の解決は、最終的には適法に処理されたものと思つておられるのですか。事務当局の処理が、迷惑を受けた当事者、ここにおられる委員の方々と並びに国民の納得するものであるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○水田国務大臣 いま申しましたように、指導に誤りがあつたということは確かでございますが、事後の処理はもう適正にいたしました。

○田中(昭)委員 その事後の処理が法の精神に従い適法であったかどうかという点に、私は問題を置いておきたい。しかし、適正という点については、それが適法に処理されたことと解してよろしいですか。

○水田国務大臣 適法に処理したと思っております。

○田中(昭)委員 適法に処理されております。ここでこまかくこの内容は申し上げないことにしておきます。また次の機会もあると思っております。次の機会に――大臣は適法に処理されたとおっしゃる、私は適法でないと言っている、これは明らかに正誤の相違でございますから、よく大臣も国税庁長官なりまたほかの職員にお聞きになって、どのような経過をし、どのような処理をしたのか。私はまだ言いたいことはたくさんあります。かりに同じ給与所得で、そうして源泉還付をしたものが、今度は再徴収するときは片方は少なく返してもらう、また片方は多く返してもらう、そういう事実も、私が調べた範囲内ではあります。そういうことを言いますと、全部その還付したものを返してもらわなければならぬ、見せどもらわなければならぬ、そこまでは私はきょうはやりたくないと思っております。

次に移りますが、現在ちょうど昭和四十二年分の申告の時期になっております。再度このような間違いを起さないためにもお聞きしておきたい。このたびの政治資金収入申告にあたっては、赤字申告がなされた場合、その必要経費は他の収入との案分計算によるしかないとの結論で処理されたというふうに聞いております。この処理の方法にも多くの疑問が残るものでありますが、私はこの委員会においてその誤った方向についてはたびたび審査を与えてきた。事務当局の、この方法で処理した責任者である泉国税庁長官の説明もあつたわけでございますが、はなはだ不要領で私も納得がいかない。そこで、私は、最高責任者である大臣は、わりあいその当否については、また今後の正しい方向の考え方については、正しい意見をお持ちになつておると思っていますから、大臣からお答えをお願いしたいと思っております。

また、もう一つお聞きしたいと思っておりますが、この新しい計算の方法は、最終的にだれが指示したのか、最高責任者である大臣が適当であるとしてなされたものであるならば、その指示されたのは水田大蔵大臣と解釈してよろしいか。

○水田国務大臣 いずれにしろあいつ計算方法で一応処理しなければならぬというふうな考えで、国税庁の報告を受けまして、私もそれでよろうと言いました以上、これは最終的には私の責任でございます。しかし問題は、こういう処理によつて、事後この政治家の所得についての課税というふうなものは、また一段と研究すべき新しい問題が出てきていると思ひますが、一応過去のこの処理はこういう形で処理するのが私は適当じゃないかというふうに判断して承知しましたので、私の責任であります。

○田中(昭)委員 そこで、これは長官でもけっこうですが、そればかりやりました方法ですね。案分計算といいますが、その方法は大体聞いてもおりますが、もう一回ここではっきりしておきたい、簡単にその筋道だけを教えていたいて、また問題はそのような法の解釈が普通の場合には通達というもので出されております。ところが、この問題については通達も何も出てない。もしもその通達があるとするならば、四十二年分の申告についても私はその方法によつてやらなければいけない、こう思うのですが、ちょうど申告の時期でもありますし、その案分方法によつてやれば、本年申告する四十二年分の申告の場合、給与所得、政治資金があつた場合、どのような方法でやるのか。二、三の例を具体的に数字をあげて説明していただきたいと思います。

○泉政府委員 政治家の方が政治活動に伴つて費用を出しておられる。そういう場合に、政治家として雑所得の収入がある場合、その支出した経費が必要経費として認められるかどうかという問題になるわけでございます。一番はつきりいたしておきますのは、その収入に対応する必要経費というものがある場合、この場合にはその収入に対応する必要経費としてその収入からその必要経費を引くことができるわけですね。しかし、一般的に申し上げますと、政治家の方々の雑所得の収入とそれから政治活動に伴う経費の支出との間に、直接関係のない場合が多いようにございます。

そこで、昨年の還付のときの考え方いたしました。また、本年の四十二年分の所得税の申告につきましても、そういった政治活動に伴う必要経費につきましても、政治家としての収入に就いて経費の案分をする。したがって、政治家としての収入というのにはまず国会の歳費等がございまして、これに非課税の通信交通費がございまして、したがって、歳費額と非課税の通信交通費の額、さらに雑所得でございまして政治献金等の収入、それから政治家としての顧問料などがある場合に、顧問料も入れまして、そういった収入に対してそれそれ必要経費を案分する。したがって、たとえば政治献金が五十万円ある、しかし必要経費は百万円あつた、こういう場合におきまして、もう五十万円の収入に対して百万円の支出はそれをこえていくから、五十万円を消す、赤字として他の所得と通算するということではなしに、その百万円の支出を五十万円の雑所得の収入と歳費、まあこれは通常の場合五百万をこえる五百八万円ぐらいになると思ひますが、五百八万円、それから非課税の通信交通費が百八十万円、それからそのほかの顧問料等の収入がございまして、そういったものに百万円をそれぞれ収入額に就いて案分するわけでございます。そういういたしますと、雑所得の収入の五十万円から引ける必要経費というものが、いまの例で申し上げますと、五百八万と百八十万と五十万、したがって七百三十八万円になります。したがって、七百三十八万の五十万を百万円にかける、その出てきたものを五十万円から控除する、こういうことになるわけでございます。

○田中(昭)委員 いま聞いておりましたが、なかなかはっきりしないのでございます。これは、ほかの議員の方にも、国会議員として必要なこととございまして、あとでけっこうでございますから、今度の申告にあつた、こういうふうな雑所得がある場合にはこういうふうになるのだ、そういうことをメモ程度でけっこうでございますから、書いて出してもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。出していただきたいと思いますか。

○泉政府委員 先般、理事会の懇談会のときにお渡ししたと思っておりますが、御必要でございすれば差し上げます。

○田中(昭)委員 私が言つておるのは、四十二年分の申告にあつた、歳費と、それからそのほかの所得がこうこういふふうにあつた場合には、こういうふうにするのだ、それは文章で書いたものはございましてけれども、文章で書いたものではなくて、なかなかわかりにくい。まあ頭が悪いのですからよくわからないのですが、そういう点、できまして、メモでもけっこうですから、私に届けてもらいたいと思ひますが、いいでしょうか。

○泉政府委員 そういう計算で、御必要でございすれば差し上げます。

○田中(昭)委員 いずれにしろ、今度のこの還付事件は、国税庁のほうのいわゆる第一線の税務署から見れば、上司の間違った指示によつてこのやうな問題を起した、先ほど述べたとおりでございますが、このことによつて一番困つたのは、私は、第一線の税務職員であらうと思ひます。長官もそのことは大体お認めになつたと思ひます。そうするならば、その間違つた仕事をさせた責任はどうすべきなのか。聞くところによれば、第一線の職員は、自分の仕事に自信が持てなくなつた、こういうことをその当時言つております。そうであるならば、今後の仕事の上にも大きな影響もあるかと思ひますし、税務職員はいまでも人手が足りないというやうなことで、大きな問題ともなつております。そういうことはよく御承知のほうでございます。このやうな重大な問題とも関係が

ありますから、職員の能率向上のためにも、ぜひひとつそういうことのないように、はっきりした線を発表していただきたい。

いづれにしろ、いままでの経過から見まして、国税庁の説明、また態度というものは、私はまだまだ納得のいかない点がある。私がその仕事に当たる人に電話をかけて聞いてみることに、ここでこのように話すことがだいぶん食い違いがあります。それを一言言えば、また問題がこまかくなりますし、やめておきますが、そのような食い違いがあつたり疑問を持つというようなことが多くこれは含まれておるのです。そういうことを考えますと、私はこの大蔵委員会も侮辱されたような気持ちもするのです。また、正しい方向を述べる者が、何かそれを悪いとかだますというような、そのような気持ちにさせられるときがあるのです。また、昨年一年間、この委員会におきまして、税法改正等についてはいろいろな、ほんとうに誠実な意見も出ております。提案もされ、審議もされましたが、その中でほんとうに現実に立った、たとえば所得税の控除の問題、またその控除を判定する場合の基準とか、そういうものにはほんとうに現実に立脚した事実が述べられておりますが、その事実が改正税法になかなか反映しない。その改正のための意見も全然取り入れられない。そういうことによつて、私は、公平であるべき税法がなお不公平になつたように思ふのです。そういう点が多々あります。いつも問題になる利子配当のあの特別措置の問題にしろそうでございます。このようなことであるならば、私は、政府の考へておることは、本質的に正しいことを聞いて、その解決をはかるうとしていない姿勢じゃないか、このようにも思ふのです。どうかそういうことのないように今後していかねければならぬ。また大臣も、こまかいことでほんとうにたいへんだと思ひます。けれども、私は、その方向に賛成していただくのかどうか、その点だけお聞きしたいと思います。

○水田国務大臣 十分承知いたしました。

○田中(昭)委員 最後に、もう一つ、大臣にお尋ねしておきますが、昨年の六月、私が、この委員会であつたと思いますが、お尋ねしたときに、このことを読みますと、この問題は「税制調査会にそういうものも含めた諮問をするというふうに考へておりますので、この答申を待つて善処したいと思ひます。」このような発言があつたわけなんです。この発言のとおり大臣は税制調査会にそういう諮問をされたのかどうか、またその答申をまつて善処されたのかどうか、その点について伺ひしておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 税制調査会にはいま研究をしてもらつております。まだ答申が参つておりません。いま検討してもらつております。

○田中(昭)委員 そうしますと、ちょっとおかしいことがあるのです。これは、今度予定されております所得税法の改正の中には、大臣のそのような発言が忠実に実行されて、今度の所得税法の改正、雑損控除の規定が変わつておるのではないかと、私はそう思つておりましたが、いまのことばによりますと、そういうことは関係なしに、まだしていないのだ、まだ考へておるのだ、このようなおことばだったので、この議論につきましまして、また所得税法が提案されたときに行ないまして、よくそういう点のいきさつを——大臣が考へておることとやつたことが、食い違つてくるのです。私が去年の六月お伺ひしたときには、税制にも諮問をし、その答申をまつて善処する、そうおっしゃつたのです。ところがいまは、まだそれは善処している途中なんだ。それはそれでいいのですが、その段階で、途中で改正された税法が出てくる、これは私はもう少し時間をかけてゆっくり話さなければならぬ問題だと思ひますが、一応そういう問題があるということをお大臣に知つてもらへばけっこうだと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○田村委員長 この際、経済援助資金特別会計法

及ぶ余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件、以上の各件を議題といたします。

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律

次に掲げる法律は、廃止する。  
一 経済援助資金特別会計法(昭和二十九年法律第百四号)  
二 余剰農産物資金融通特別会計法(昭和三十一年法律第百号)

附則  
この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。  
2 経済援助資金特別会計及び余剰農産物資金融通特別会計(次項において「各会計」という。)の昭和四十二年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際各会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、産業投資特別会計に帰属するものとする。  
4 前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。  
5 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」の下に「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律(昭和四十三年法律第百号)附則第三項の規定によりこの会計に帰属した資産

の金額から負債の金額を控除した額」を加へる。

第四條第一項中「外貨債の償還金及び利子」の下に「農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金(第十四條において「借入資金」という。)の償還金及び利子」を加へる。

第十四條中「外貨債の償還金及び利子」の下に「借入資金の償還金及び利子」を加へる。

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第四條第三十五号の二を削る。  
第十條第十二号中「及び余剰農産物資金融通特別会計」を削り、同條第十三号を次のように改める。

十三 削除

理由  
会計経理の簡素化を図るため、経済援助資金特別会計及び余剰農産物資金融通特別会計を廃止して、産業投資に係る特別会計を整理統合する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案  
日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。  
第十八條の二第一項中「四倍」を「五倍」に改める。

附則  
この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

理由  
日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げる必要がある。

る。これが、この法律案を提出する理由である。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和四十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(出資等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、協定第十九条第一項(ii)に規定する特別基金にあてため、予算で定める額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

第三條の見出し中「出資」を「出資等」に改め、同条第一項中「出資する」を「出資し又は拠出する」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「出資する」を「出資又は拠出する」に改め、同条第三項中「アジア開発銀行」とを「アジア開発銀行」と、同法第六條及び第七條第一項中「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」とに改める。

附  
則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理由

アジア開発銀行の特別基金にあててするためわが国から拠出することとなるのに伴い、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を  
改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「第十六項」の下に「第二十項」の下に、「第二十一項を加え、若しくは第十五項を加え、第二十三項若しくは第二十四項に改め、臨時地方財政交付金」の下に、「地方交付税法附則第九項の規定による特別事業債償還交付金」を加え、附則中同項以下を五項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の五項を加える。

22 第四条の規定による。一般会計からの繰入金の額は、昭和四十三年度分にあつては同条の規定により算定した額から四百五十億円を控除した額とし、昭和四十四年度から昭和四十六年度までの各年度分にあつては同条の規定により算定した額に百五十億円を加算した額とする。

23 この会計においては、昭和四十三年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、第十五項及び昭和四十年度における

## 別紙

新設する税務署

財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）第四条第二項の規定によるほか、二百五十億円を限り、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

24 この会計においては、昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律第四条第二項の規定による借入金は、昭和四十四年度以後の四年度においては行なわないものとし、昭和四十四年度又は昭和四十五年年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項に規定する金額から毎年度八十五億円を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

25 第十六項から第十八項までの規定は、前二項の規定による借入金並びにその償還金及び利子について準用する。

26 地方交付税法附則第九項の規定により交付する特別事業債償還交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会

計に繰り入れるものとする。

附  
則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、昭和四十三年度分の予算から適用する。

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十二項」を「第二十七項」に改める。

第五条中「昭和四十七年度」を「昭和四十二年」に改める。

## 理由

昭和四十三年度の地方交付税に係る特例措置に  
照和十三年度以後の四年度における一般会計から  
交付税及び譲与配付金特別会計への繰入金の借  
入の特例及び同特別会計の負担による借入金の借  
入れ並びに昭和四十三年度以後における特別事業  
費還交付金に相当する金額の一般会計から同特別  
会計への繰入れに関する規定を設ける必要がある

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |       |       |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|---------|
| 所轄国税局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 都道府県名 | 税務署名  | 位 置   | 管 轄 区 域 |
| 札 幌                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 北 海 道 | 札 幌 西 | 札 幌 市 |         |
| 名 古 屋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 愛 知   | 千 種   | 千 種 区 | 千 種 区   |
| <p>札幌市の日本国有鉄道函館本線以南に属する地域のうち大通の西十一丁目から西二十八丁目まで、北一条から北二条の西十一丁目から西二十八丁目まで、北三条から北四条の西十一丁目から西三十六丁目まで、北七条の西十一丁目から西二十七丁目まで、北八条の西十二丁目から西二十六丁目まで、北九条の西十三丁目から西二十四丁目まで、北十条の西十四丁目から西二十四丁目まで、北十一條の西十五丁目から西二十四丁目まで、北十二条の西十六丁目から西二十三丁目まで、北十三条の西十七丁目から西二十二丁目まで、北十四条の西十八丁目から西二十二丁目まで、北十五条の西二十丁目から西二十二丁目まで、北十六条西二十一丁目、南一条から南五条の西十一丁目から西二十八丁目まで、南六条の西十一丁目から西二十七丁目まで、南七条から南八条の西十一丁目から西二十六丁目まで、南九条から南三十条の各丁目、円山北町、宮ヶ丘、円山、円山西町、双子山町、界川町、旭ヶ丘、伏見町、山元町、藻岩下、藻岩山、川沿町、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、白川、硬石山、琴似町宮の森、琴似町山の手一条から琴似町山の手七条の各丁目、琴似町山の手、琴似町二十四軒、琴似、琴似町盤溪</p> |       |       |       |         |

る。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件  
札幌国税局に札幌西税務署を、名古屋国税局に千種税務署を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

### 理由

最近における大都市地域の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に対処し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営を図るため、札幌国税局に札幌西税務署を、名古屋国税局に千種税務署を設置する必要があるからである。

○田村委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。倉成政務次官。

○倉成政府委員 ただいま議題となりました経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案外四案につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

最初に、経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。

経済援助資金特別会計は、経済的措置に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定により、わが国の工業の助成その他本邦の経済力の増強に資するためアメリカ合衆国から贈与を受けた資金約三千四億円につきまして、その運用に關する経理を明確にするため、昭和二十九年に設けられたものであります。

また、余剰農産物資金融通特別会計は、農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定によりアメリカ合衆国から借り入れた約三百八十億圓に相當する外貨借入れ金を財源として、電源開発、農地開発等のために行なう資金の貸し付け

につきまして、その経理を明確にするため、昭和三十年に設けられたものであります。

しかしながら、これらの協定成立後十年以上を経過した現在では、両会計は、いずれも当初の貸し付けを終了して回収金の再投資を行なっている段階であり、毎年度の貸し付け原資も少なく、これらを独立の会計として存続させる意義が失われていると考えられるのであります。

この法律案は、以上のような事情にかんがみ、両会計を昭和四十二年限り廃止してその権利義務を産業投資特別会計に引き継ぐことにより、産業投資關係の特別会計を整理統合して国の会計経理の簡素化をはかるものとしてあります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案による日本開発銀行法の改正の内容は、日本開発銀行の借入れ及び債券発行の限度を自己資本の四倍から五倍に引き上げることです。

日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期資金の融通により、わが国経済の再建及び産業の開発の促進につとめてまいっているものであります。昭和四十三年度の財政投融資計画においても、同行の貸し出しは、二千五百億圓と予定されており、これに債務保証を加えますと、昭和四十三年度末の同行の貸し付け等の残高は、一兆六千五百九十一億圓に達すると見込まれております。

このように、四十三年度においては、同行の業務量の一そうの増加が見込まれているのであります。したが、日本開発銀行の貸し付け等の残高につきましては、日本開発銀行法において、自己資本の額と借入れ金等の限度額との合計額をこえてはならないことと定められておりますので、現状のまま推移するとすれば、四十三年度中に、同行の貸し付け等の残高は、この限度額をこえることとなります。

したが、いまして、この際、同行の借入れ金等の限度額を自己資本の四倍から五倍に引き上げ、

これにより、貸し付け等の業務量の限度を拡大し、もって、同行の業務の円滑な運営をはかるものとしてあります。

次に、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

アジア開発銀行は、アジアにおける経済成長及び経済協力を助長し、この地域内の開発途上にある加盟国の経済開発の促進に寄与することを目的として、昭和四十一年末に発足したのであります。わが国は、二億ドルの出資をもつて同銀行に加盟し、同銀行は、最近、本格的業務を行なう体制を整えるに至っております。

また、アジア開発銀行は、出資金を財源として通常の業務を行なうほか、各国の拠出による特別基金によつて特別業務を行なうことを予定しております。この特別基金の制度は、特別基金への拠出の意向を反映した資金運用を可能ならしめることによつて、各国の資金拠出を容易にしようという趣旨で設けられたものであります。

政府といたしましては、同特別基金への拠出を行なうため、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正することとし、その法律案の成立をまつて、アジア開発銀行との間で取りきめを結びたいと考えております。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、アジア開発銀行の特別基金に充てるため、予算で定める金額の範囲内において、政府は、同銀行に対し、本邦通貨により拠出することのできることをいたしております。

第二に、当該拠出については、本邦通貨にかえて、その全部または一部を国債で行なうことができるとし、この国債の発行、償還等に関する事項は、同銀行に対する通常の出資に充てるため発行することとされ、これとされている国債の場合と同様とするよう定めております。

また、昭和四十三年度における特別基金への拠出金額は、七十二億圓と予定し、昭和四十三年度予算案の予算総則で拠出限度額を七十二億圓と定め、別途御承認をお願いしている次第であります。

なお、昭和四十三年度の拠出は全額を国債で行なうことを予定しております。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回、政府においては、国及び地方を通ずる財政運営を円滑化し、あわせて地方財政の健全な運営に資するため、昭和四十三年度から昭和四十六年度までの各年度における地方交付税の総額の特別を設けるほか、昭和四十三年度から昭和五十六年度の各年度について特別事業償還交付金を交付することとし、別途、今国会に地方交付税法の一部を改正する法律案を提案いたしております。

が、この地方交付税にかかる特別措置に伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計法について所要の改正を行なうとするものであります。

すなわち、その一は、昭和四十三年度において、地方交付税交付金の財源として一般会計からこの会計に繰り入れる金額を、所定の額から四百五十億圓を控除した額とし、他方、昭和四十四年度から四十六年度までの三年度において繰り入れる金額を所定の額に毎年度百五十億圓を加算した額とするものであります。

次に、昭和四十三年度においては、この会計の負担において二百五十億圓を限り借り入れ金をすることができるとし、この金額を昭和四十四年度から昭和四十六年度までの三年度間にわたり償還ができるよう措置いたしております。

さらに、昭和四十三年度から昭和五十六年度までの各年度に交付することとされた特別事業償還交付金に相當する金額を予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることとするものであります。

最後に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件について申し上げます。

最近における経済の発展に伴い、都会地の税務署では、管内の納税者及び課税物件等が年々増加しておりますが、一部の税務署におきましては、事務量が過大となり、税務指導等、納税者に対するサービスや事務管理の面で支障が生じようとしております。

このような事情に対処いたしましたして、札幌国税局において、札幌中税務署の管轄区域を分割して、札幌市の西部の地域を管轄する札幌西税務署を、また、名古屋国税局において名古屋東税務署の管轄区域を分割して、千種区を管轄する千種税務署をそれぞれ設置し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかろうとするものであります。

以上が経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案外四案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○田村委員長 この際、水田大蔵大臣より発言を求められております。これを許します。水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 ただいま五案件につきまして政務次官より提案理由の説明をいたしました、何とぞ御審議のほどお願いいたします。

○田村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各件に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来たる五日火曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時十分散会